

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

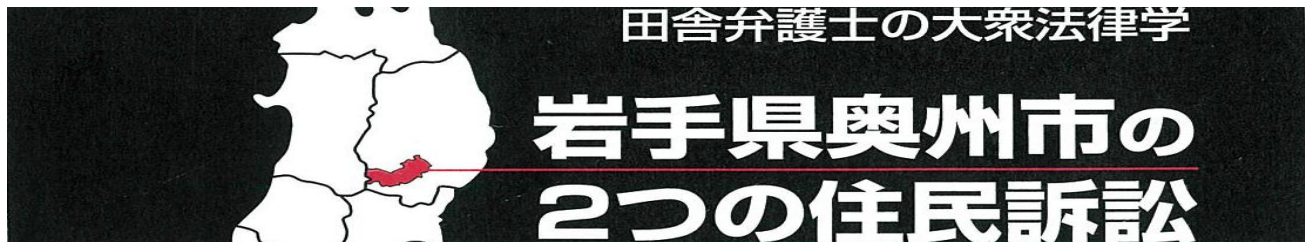
TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り  
第 3 2 5 号  
平成 2 9 年 5 月



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ [minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



## 2つ目の判決 〈中学校用地判決〉

判決は、「奥州市が買い取った胆沢統合中学校用地（以下「本件土地」という）に埋設されていた建設廃棄物処理料を奥州市が支払ったこと自体は、違法とは言えない。だから、損害賠償請求は認めない」というものでした。

ですが判決は、それに続けて、次のように述べています。

「なお、証拠によれば、本件仮契約締結前の平成24年7月に行われた本件ボーリング調査の結果には、本件各土地の地中に相当量のコンクリート殻等が存することが明記されていたところ、市において前記調査結果を検討していれば、本件仮契約前に、本件各土地の地中に、本件中学校の建設の妨げとなり得る廃棄物等が存することを把握することは、十分に可能であったと認められるが、そうであるにも関わらず、前記調査結果を精査することもせず、漫然と廃棄物埋設のリスクがないものと

軽信し、本件覚書の作成に応じた市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものであるということが出来るから、本件訴訟において原告らの請求を棄却したことは、市及びその担当者の対応について問題がないと認めたものではないことを付言する。」

この判決に対する評価は、色々あると思います。原告ら住民の間でも意見が分かれ、一部の人には控訴を断念しました。一部の人には、私に控訴手続を委任し、平成29年5月2日付で仙台高等裁判所に控訴を提起しました。仙台高等裁判所からは、「**控訴を受理した。6月22日までに、控訴した理由を書面にして提出されたい**」との通知が届いています。

私は、判決があった翌日に、『胆沢統合中学校用地住民訴訟判決に対する所感』を原告ら及び支援者ら住民の皆様に配布しました。その後、平成29年4月25日付で、『誤診と誤審—奥州市胆沢統合中学校用地住民訴訟の判決書を読んで—』を書きました。いずれも同封します。お目を通して戴ければ幸甚です。



この判決は、評価できる部分と評価できない部分の両面があります。評価できる部分は、市長や幹部職員の一連の行為の中に、違法、不当な行為があると認めた点です。評価できない部分は、「**本件土地の建設廃材の処理費用は奥州市が支払った**」ということの1点だけに絞られ、「そのこと自体は違法とは言えない」とした点です。

判決は前記の通り、「市やその担当者の対応は、結果的に本件廃棄物の処理等のため、市に本件公金支出を余儀なくさせたものであるという

ことができる」と認定しながらも、「**廃棄物処理料を市が払ったそのこと自体をピンポイントで評価すると、市の土地の廃棄物を処理したのだから、市がその費用を払うのは当然だ**」としたのです。「市の廃棄物の処理費用は、市が払うのは違法ではない」と言うのです。そこだけ見ればその通りです。誰だってそう思います。ですが、原告ら住民は、そんなことを裁判所に判断してもらいたく、この住民訴訟を提起したのではありません。市が、本件土地の廃棄物処理費用を払わなければならなくなった経過の違法性、不当性を暴<sup>あば</sup>いてほしかったのです。市が払わなければならなくなったのは、市長以下の市幹部職員がやるべきことをやらなかったことによるものであることをはっきりと認定してほしかったのです。

この判決に対しては、控訴するべきか、しないべきかの判断は、容易ではありません。1審判決がそこまで市長や幹部職員の落ち度を明確に指摘し、「**市及びその担当者の対応について問題がないと認めたものではない**」とまで明言したのだから、それでこの訴訟の目的は果たしたという考え方もあります。それは、それでいいと思います。ただ、住民の皆様には、そういう判決であることを十分に伝えてほしいと願っています。そうでないと、原告ら住民が敗訴したという点だけがクローズアップされ、誤解されかねないのです。

控訴して、更に市長や幹部職員のリスクマネジメント（危機管理）、コンプライアンス（法令遵守）、インテグリティ（信義誠実）という公務員のあるべき姿の欠如乃至不足を指摘し、反省を促すことも大事だ

と確信します。住民運動として、初志を貫徹するためには、控訴すべきかも分かりません。依頼を受けて初めて代理人となる身の弁護士としては、控訴すべきかどうかについては、これ以上の言葉は見つかりません。

本件判決に対し、原告ら住民の代理人弁護士としては、言いたいことは山ほどありますが、詳しいことは、この『的外』では書き尽くせません。『誤診と誤審—奥州市胆沢統合中学校用地住民訴訟の判決書を読んで—』を同封します。そこには、私の考えの骨子を述べています。

原告らとその支援者ら、住民の皆様には是非お読み下さるようお願い致します。公務に関わる方にも読んでほしいのです。そうでない方には、斜め読みで結構ですので、お目を通して戴ければ幸甚です。判決言い渡しから5日間という短期間で、急いで書きましたので、全く推敲<sup>すいこう</sup>ができていません。これから時間をかけ文章の内容や表現がよくなるように、考えを練ってつくりなおし、ある程度の納得ができたなら、『岩手県奥州市の2つの住民訴訟』のもう1つの訴訟である駐車場の判決と合わせて1冊の本にまとめてみたいという気持ちも湧いてきています。

この駄文でも、46年間の田舎弁護士体験を通しての、裁判所と、世間や常識との間のズレについて私の印象をまとめています。医療過誤裁判や住民訴訟のような難しい裁判になりますと、裁判官の経験不足による誤審が認められる気がしてならないのです。

先日、私淑しています83歳になる病院の理事長で医師の先生より、拙著『医療過誤裁判に対する疑問』の読后感想文を寄せて戴きました。

その中に、「裁判所には、独特の問題解決策があるものですね」と書かれていました。先生は、「『原告の主張自体が失当』というのは理解しにくい判断です」とも書いてくれました。とても嬉しくなりました。分かってくれる方がおられ、昇天するほど嬉しいのです。

**「確定申告とは、何ですか？」**

**「年末調整とは、何ですか？」**

**「予定納税とは、何ですか？」**



「**確定申告**」という言葉は、よく耳にします。ですが、正確にその言葉を定義するのは容易ではありません。そこで、広辞苑を調べてみました。「**申告納税を行う場合に、納税義務者がその年の実績に基づいて、所得金額とそれに対する税額とを計算し、源泉徴収額や予定納税額との過不足を確定して申告納付すること**」と説明してありました。

もう少し分かり易く言えば、「納税者自らが、納税額を確定するために、過去1年間の所得金額、納税金額を税務署長に申告すること」と言えそうです。

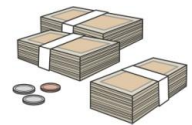
「**年末調整**」という言葉も、正確に定義することは、容易ではありません。再び広辞苑を開きます。「**給与所得の支払者が、年末に1年間の給与総額に対する所得税額を算出し、源泉徴収済みの税金の合計と比較して納税額の過不足を精算すること**」とあります。

「年末調整で〇〇円が還付になった」と喜んでいる人を目にすること

がありますが、これなのです。

**「予定納税」については、「前年に一定額以上の納税をした者が、前年の実績に基づいて所得税の一部を7月と11月にあらかじめ分納すること。残額は確定申告時に納めること」と書いています。**

税金をもらう側では先取りとなり、払う側では先払いとなります。予定納税を納めておくようだといいのですが、なかなかそうとはなりません。



こうして改めて調べてみますと、はじめて「成る程」と分かりますが、なかなか改めて調べることはしません。

そこで、このような税金に関する基礎知識を事務長の千葉美智さんに調べてもらい、『法律事務所の事務員が答えた本』（ピンクの本）シリーズの1冊として発刊してほしい旨頼みました。

職責上、超多忙の身であり、そのうえお母さんの大病が発見され、私的にも大事な時でしたが、早速、事務長は、その作業に入り、原稿が出来上がり、発行所の株式会社エムジェエムさんに手渡しました。後は、三陸印刷株式会社さんにおいて、印刷・製本し、6月中頃までには、発刊される予定です。

内容は、監修者の税理士鈴木和博先生がお目を通して下さっているので、安心していきます。私も一通り目を通しましたが、分かり易く、一般大衆というか、税金問題の素人にも理解できると思います。私も税金に関して素人ですが、お陰で、これまでよく分からなかった税金の基礎知識が大分わかるようになりました。

発行され次第、改めて御案内を申し上げますが、ピンクの本の購買申込書を同封しますので、なにとぞ、御利用下さいますようお願い申し上げます。

7月1日(土)午前9時から12時まで、一関文化センターで『法律事務所の事務員が答えた本一税金の基礎知識を知りたい方のために一』出版記念講演会」が予定されています。著者の事務長と監修者の税理士鈴木和博先生と当私職の3人が講師となり話をさせて戴きます。話の内容はくだけたもので、誰にでもすぐお分かり戴ける筈です。気軽に遊びにおこし下さい。

その出版記念講演会の前に、この本を一読して戴いていれば、当日の勉強会ではより効率の良い勉強ができると思います。税金は死ぬまで付き回ります。この機会に「税金の基礎知識」を一緒に勉強しましょう。皆様と一緒に勉強できることを楽しみにしています。是非御出席下さい。たまには、「おとなの寺子屋」で遊んでみて下さい。意外と面白く新しい発見があると思います。お待ちしております。

## 新刊書の御案内



### 『戦争防止論(その2)ー欲望と戦争(前段)』

『田舎弁護士の大衆法律学 新・憲法の心』シリーズ(青い本)は、第21巻となりました。第20巻では、『アインシュタインとフロイトの手紙』というサブタイトルで、『戦争防止論(その1)』を書きました。

「戦争防止の方法には、2つの柱がある。1つ目の柱は、戦争防止のための外的枠組作りであり、2つ目の柱は、戦争防止のための心の調整である」と述べました。

今回紹介する新刊書、第21巻『戦争防止論（その2）－欲望と戦争（前段）』では、戦争防止論の方法の2つ目の柱である心の調整について掘り下げてみました。



戦争は、人間の行動です。行動は人間の欲望によって引き起こされるものです。そこで、戦争を防止する心の調整を掘り下げるためには、欲望を掘り下げることが不可欠となります。ですが、私は心理学などは全く勉強したことがありません。そこで、これまで生きてきて、私が欲望に対して感じた印象に基づき欲望を掘り下げてみます。「田舎<sup>いなべん</sup>弁護士の体験的欲望論」とでも言うべきものです。

『新・憲法の心』シリーズは、薄くて、持ち歩き易く、字が大きく、余白が大きく、読み易く、分かり易いことを目指していますので、1冊を厚くすることはしません。『欲望と戦争』を書いていたならば、少し長くなってしまいましたので、2分冊にすることにし、今回は、『欲望と戦争（前段）』としました。『（後段）』も、第22巻として、原稿は既に書き上げ、更に第23巻として、『9条は、戦争という防衛手段を放棄した』の原稿もできています。

諸般の事情を考慮して、適当な時期になったら、それらを発行します。今回は『（前段）』を発行しましたので、この事務所便りをお読み戴いている方には是非お読み戴きたく、謹呈させて戴きます。関心のない方も

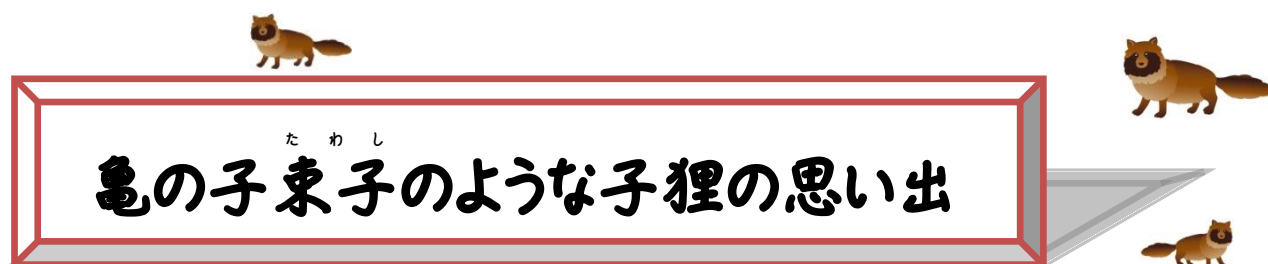


おられると思います。斜め読みで結構です。パラパラとでもお目を通して戴ければ感謝、感謝です。

この事務所便りをお読み下さっている皆様にお読み戴いたうえで、身の回りの方にも読ませたいと思われる方がおられましたら、是非お勧め下さるようお願い申し上げます。

いつものことですが、購買申込書を同封いたしますので、お勧め下さいますようお願い申し上げます。いつも、このようなお願いを申し上げ恐縮してしましますが、書いた者としては、1人でも多くの人に読んで欲しいのです。この事務所便りをお読み下さっている皆様の他に、御協力をお願いする方法を知らない身としては、このような格好でお願いする他に方法はありません。

どうか宜しくお願い致します。



5月3日夜9時過ぎに、長男の運転する車で、岩手県一関市から平泉町・奥州市衣川に抜ける山道をドライブしました。2匹の生きている狸と、1匹の車に轢かれて死んでいる狸を見ました。この時期がきますと、平成13（2001）年7月9日の夜のことが思い出されます。同日の日記には、次のように記されています。

橙<sup>だいだいいろ</sup>色の大きな月が出ていました。平泉から衣川に向かう山道の中央を3匹の子狸がヨチヨチ歩いていました。3匹とも大人の掌<sup>てのひら</sup>大で、モコモコして、まるで亀の子束子<sup>たわし</sup>を柔らかくしたようです。1匹がアスファルトの道路から草の中に駆け込みました。もう1匹がそれに続きました。最後の1匹は暫く<sup>しばら</sup>オタオタしていましたが、2匹の後を追いました。ですが路肩のU字溝に転げ落ちてしまいました。あまりの可愛さに、U字溝に落ちた亀の子束子を拾って連れ帰りたくなりました。きっと近くで母狸が見守っている筈です。思い留まりました。それにしてもかわいい子狸でした。

初夏の月夜の田舎道は、昔、美空ひばりが主演した『満月狸御殿』の世界です。しばし、辛いことや喧騒から解放されます。

## 『踊るアホウ』～近況報告

平成24（2012）年6月28日に家内の腎臓を私の腹の中に、生体腎移植をしてもらいました。間もなく、丸5年が経過します。退院時の注意事項の1つに、「スポーツをしてもよいが、格闘技は不可」とありました。ですから、散歩程度に止めていました。平成26（2014）年12月24日に東京駅でキャリーバッグで、足を掬<sup>すく</sup>われ、右大腿骨股関節骨折をしてしまい、ボルトを埋め込まれました。担当医からは、「歩行能力を5段階評価すれば、完治しても1段階は下がります」と宣言されました。

最初にそのドクターは、「このままでは天井とにらめっこする一生となります」と言いました。「それは嫌です。すぐに手術して下さい」と頼んで、年末の予定されていた最後の手術の後に特別に予定を入れてもらいました。手術後、担当医の話では、「1月一杯は入院してもらい、



その後は地元の病院で治療とリハビリをしてもらいます」ということでした。

手術後の治療は、傷口の様子を診る程度のものでした。「リハビリ」とは「社会復帰するために行う訓練や治療」ですから、自分でもできます。「地元で治療とリハビリをしますから」と言って、強引に1月10日に退院させてもらいました。

ですが、退院後は地元の病院にも、手術をしてくれた東京都新宿区にある大久保病院にも1度も通院していません。「**リハビリは日常生活の中ですればよい**」との考えでしたから、リハビリのために病院へは行きません。ラッキーなことに、病院に行く必要を感じることは、今のところありません。退院後、しばらくの間は、事務局や家族に車いすを押してもらいました。最初のうちは恥ずかしかったのですが、慣れてくると、子供心に戻って、「ラクチン、ラクチン」と楽しくなりました。



現在は、杖なしで歩けます。不思議ですが、歩いている時には杖はいらないのですが、じっと立っている時は杖が必要です。立っているとバランスが崩れるのです。証人尋問とか講演の時は座ったままでやらせてもらっています。エレベーターや電車を待っている時は、杖を頼りにしています。

歩行能力の5段階評価とは、何なのかは、聞かなかったのですが、私の勝手な解釈では、5は「全力疾走ができる」、4は「ジョギングができる」、3は「歩行ができる」、2は「杖を使い歩行ができる」、1は「車いすを使わなければならない」ということになります。これですと、私の現在の状況は3というところでしょうか。

ですが、100m位ならユックリですが、ジョギングができます。週1回は、家内、倅、娘、孫らとキックボクシングジムに通い、キックボ

クシングの真似事をしています。最初は足を上げることもできませんでしたが、最近はローキックと膝蹴りの真似事ができるようになりました。5段階評価の4に近い気もします。気持ちの上では、キャリーバッグ事故前より上昇しています。やる気があります。

「格闘技は、ダメ」と言われながらも、格闘技の真似事もやれています。短い距離ですが毎日ジョギングもしています。



やろうとやるまいと、いずれは死ぬ身です。「踊るアホウに、見るアホウ、同じアホウなら踊らにゃ損々」とポジティブ（積極的）に生きようという考え方は間違っていないような気がします。

腎移植を受けた後は、「散歩位できるようになればそれで十分」と、時々散歩するだけで満足していました。それが骨折してからは、「スポーツをやれるまで戻してみせる」という気持ちになりました。

「苦難福門」という言葉がありますが、**キャリーバッグ事故を恨むのではなく、これを機に事故前以上の体力を身に付け、キャリーバッグ事故に感謝してやろうと思ったのです。**考え方次第、心次第で、苦難を幸福への門にできることを体験してみたかったのです。「苦難は福門にできる」ということを身を以て、自分に示したかったのです。

それがどうやらできたような気がします。元気にやれています。近況報告です。



## 追伸

今回から、紙面を縮小しました。少し読み難にくくなったと思いますが、持ち歩き易く、保管し易くなったと思います。従来のもとのどちらがよいか、ご意見を戴ければ幸甚です。